

# 面 会 規 程

## 第1条（目的）

本規程は、患者の療養環境の確保および感染防止の観点から、当院における面会に関する基本事項を定めることを目的とする。

## 第2条（適用範囲）

本規程は、当院に入院するすべての患者および面会者に適用する。

## 第3条（面会時間）

1. 面会時間は原則として以下のとおりとする。

- (1) 平日 14時～19時
- (2) 土日 14時～17時
- (3) 祝 不可

2. 医師または看護師の判断により、面会を制限または禁止する場合がある。

## 第4条（面会人数および時間制限）

1. 面会人数については、原則として制限を設けない。但し、患者の療養環境の確保および他患者への配慮の観点から、多人数での面会は控えるものとする。尚、同室内で面会が集中する場合は、入替制を依頼することがある。

2. 面会時間内であれば原則として制限は設けない。

3. 病棟の状況により、人数・時間を制限する場合がある。

## 第5条（面会手続き）

1. 面会者は受付にて所定の手続きを行い、面会証を着用すること。

2. 面会終了後は速やかに退出し、面会証を返却すること。

## 第6条（面会制限対象）

次の各号に該当する者は面会を禁止または制限する。

- (1) 発熱、咳、下痢等の症状がある者
- (2) 感染症に罹患している可能性がある者
- (3) 中学生以下の者
- (4) 医師または看護師が不相当と判断した者

## 第7条（感染防止対策）

1. 面会者は手指消毒およびマスクを着用すること。
2. 病室への飲食物の持ち込みは原則禁止とする。
3. 面会中は患者の安静および療養環境に配慮すること。

## 第8条（特別な面会）

1. 重篤患者、終末期患者等については、医師の判断により柔軟に対応する。
2. 認知症患者等については、必要に応じて面会制限を緩和する場合がある。

## 第9条（面会禁止措置）

感染症流行時や院内感染の発生時には、全面的に面会禁止とすることがある。

## 第10条（遵守事項）

面会者は、職員の指示に従うものとし、従わない場合は面会を中止することがある。

## 第11条（附則）

本規程は令和8年5月1日より施行する。